

第一六〇

感化院 其三

年未現在員ノ身分並收容當時保護者トノ關係及收容當時ノ年齢

(續)

	收 容 當 時 年 齡												計
	10 歳未満		10 - 12歳		12 - 14歳		14 - 16歳		16 - 18歳		18歳以上		
	公生	私生	公生	私生	公生	私生	公生	私生	公生	私生	公生	私生	
大正八年	4	1	11	—	3	1	3	1	—	—	2	—	26
	4	1	11	—	3	1	3	1	—	—	2	—	
全 九年	4	—	12	—	5	1	4	—	1	—	—	—	27
	4	—	12	—	5	1	4	—	1	—	—	—	

備考 本表 = 於テ「私生」ト稱スルモノハ庶子ヲ包含ス

議 會

第一六一

貴族院多額納稅議員互選者

審定ノ日	互 選 權 ヲ 有 ス ル 者							互 選 權 ヲ 有 セ サ ル 者						
	士族	平民	計	直接國稅納額	一人納稅額			士族	平民	計	直接國稅納額	一人納稅額		
					最高	最低	平均					最高	最低	平均
明治三十一年五月一日	—	15	15	11,507	1,265	572	767	—	2	2	1,306	698	607	653
明治三十七年五月一日	—	15	15	16,420	1,910	936	1,095	—	3	3	3,457	1,297	949	1,152
明治四十四年五月一日	1	13	14	37,998	3,820	2,113	2,714	—	2	2	5,307	2,123	2,184	2,654
明治四十七年正月	1	14	15	42,243	4,190	2,050	2,816	1	12	13	23,159	1,998	1,630	1,781
明治四十八年正月	1	14	15	71,294	10,733	3,401	4,753	7	41	48	104,375	3,369	1,547	2,174

第一六二

衆議院議員選舉

	選舉權ヲ有スル者	投 票 數			其 他	投票セサル者	人口千ニ付選舉權ヲ有スル者	選舉權ヲ有スル者百ニ付		
		有 効	無 効	計				投票セシ者	其 他	投票セサル者
全 管										
明治四十一年五月	48,405	42,597	439	43,036	2	5,368	38.9	88.9	0.0	11.1
全 四十五年五月	46,271	42,327	307	42,634	—	3,638	35.7	92.1	—	7.9
大正四年三月	47,010	42,993	198	43,191	33	3,785	35.0	91.9	0.1	8.0
全 六年四月	43,700	39,866	115	39,981	32	3,688	31.6	91.5	0.1	8.4
全 九年五月	85,422	74,527	322	74,849	97	10,476	60.5	87.6	0.1	12.3
郡 市 別 (大正九年五月)										
第一區 水戸	1,605	1,420	4	1,424	2	179	30.4	88.7	0.1	11.2
第二區 東茨城	7,797	6,725	23	6,748	3	1,046	64.8	86.5	0.0	13.4
第三區 那 珂	7,401	5,829	10	5,839	4	1,564	60.2	78.8	0.1	21.1

第一六二

衆議院議員選舉

(續)

	選舉權ヲ有スル者	投票數			其他	投票セサル者	人口千ニ付選舉權ヲ有スル者	選舉權ヲ有スルモノ百ニ付		
		有効	無効	計				投票セシ者	其他	投票セサル者
第四區	久慈 7,728	7,167	37	7,204	7	517	66.5	93.2	0.1	6.7
第五區	多賀 4,027	3,559	13	3,572	1	454	41.5	88.7	0.0	11.3
第六區	鹿島 4,377	4,038	5	4,033	3	341	53.4	92.1	0.1	7.8
第七區	新方 3,477	3,249	5	3,254	4	219	60.6	93.6	0.1	6.3
第八區	眞壁 8,640	7,934	26	7,960	4	676	67.9	92.1	0.1	7.8
第九區	茨城 7,220	6,412	35	6,447	11	762	60.8	89.3	0.2	10.6
第十區	西波 4,905	4,203	33	4,236	11	659	71.8	86.4	0.2	13.4
第十一區	結城 5,829	5,243	34	5,277	22	530	57.0	90.5	0.4	9.1
第十二區	北馬 5,571	4,946	36	4,982	10	579	67.7	89.4	0.2	10.4
第十三區	相模 3,623	2,979	15	2,994	3	626	70.2	82.6	0.1	17.3
第十四區	稻敷 6,700	5,568	15	5,583	6	1,111	66.1	—	—	—
第十五區	猿 6,522	5,271	31	5,302	6	1,214	58.5	81.3	0.1	18.6

本表鹿島郡ニ於テ投票數以下二欄ノ數ヲ合セ有權者ノ數ヨリ一多キハ一人ニシテ二票投入(一枚白票)シタルモノアルニ由ル大正四年ニ於テ全シク一少ナキハ投票所ニ於ケル投票數カ投票人員ヨリ一票少ナカリシニヨル又明治四十五年ニ於テ全シク符合セサルハ投票所ニ於テ誤テ二枚ノ投票用紙ヲ二人ニ交付シタルモノアルニ由ル又四十一年、三十六年ノ選舉ニ於テ全様ノ相違アルハ三十六年ハ無効投票ノ中成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ一投票人數ヨリ多キニヨリ四十一年ハ前述明治四十五年ノ分ト全一ノ錯誤アリシニヨレリ

議員一人ニ付人口其他ノ歩合ヲ擧クレハ下ノ如シ

	市				郡				合 計			
	當選者	議員一人ニ付			當選者	議員一人ニ付			當選者	議員一人ニ付		
		人口	選舉有權者	平均得票數		人口	選舉有權者	平均得票數		人口	選舉有權者	平均得票數
明治四十一年五月	1	37,532	797	644	9	134,120	5,290	4,661	10	124,461	4,841	4,260
全 四十五年五月	1	40,932	340	734	9	139,579	5,048	4,621	10	129,720	4,627	4,233
大 正 四年三月	1	44,394	854	764	9	144,344	5,128	4,692	10	134,349	4,701	4,299
全 大 正 六年四月	1	46,555	741	680	9	148,371	4,773	4,354	10	133,189	4,370	3,987
全 九 年 五月	1	52,829	1,605	1,420	9	151,041	9,313	8,123	10	203,370	10,918	9,543

第一六三

縣會議員選舉

議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者	投票數			投票セサル者	人口千ニ付選舉權ヲ有スル者	議員一人ニ付		選舉權ヲ有スル者百ニ付			
			有効	無効	計			人口	選舉權ヲ有スル者	平均得票數	投票セシ者	投票セサル者	
全 管													
明 治 三十六年	38	60,460	31,105	44,481	815	45,296	15,164	50.4	31,594	1,591	1,171	74.9	25.1
全 九 月 二十日	38	70,785	45,845	53,980	1,035	55,015	15,770	56.9	32,753	1,863	1,421	79.7	22.3
全 九 月 二十五日	39	69,224	41,743	54,009	926	54,935	14,288	54.1	32,837	1,775	1,385	79.4	20.6

第一六三

縣 會 議 員 選 舉

(續)

年 次	議 員	選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	被 選 舉 權 有 ス ル 者	投 票 數			投 票 セ サ リ シ 者	人 口 千 ニ 付 選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	議 員 一 人 = 付		選 舉 權 有 ス ル 者 百 = 付		
				有 効	無 効	計			人 口	選 舉 權 有 ス ル 者	平 均 得 票 數	投 票 セ シ 者	投 票 セ サ リ シ 者
大 正 四 年 九 月 二 十 五 日	40	71,879	--	56,197	908	57,105	14,574	58.4	33,587	1,792	1,406	79.7	20.3
大 正 八 年 九 月 二 十 五 日	41	75,148	--	57,930	574	58,504	16,644	53.5	34,258	1,833	1,413	77.9	22.1
郡 市 別 (大正八年九月二十五日)													
水 東 郡	2	1,278	--	926	6	932	346	24.4	26,234	639	463	72.9	27.1
茨 城 市	3	6,734	--	4,814	48	4,862	1,872	56.7	39,610	2,245	1,605	72.2	27.8
西 郡	2	4,569	--	3,707	65	3,772	797	66.9	34,151	2,285	1,854	82.6	17.4
那 久 郡	4	6,961	--	5,779	42	5,821	1,140	57.1	30,452	1,740	1,445	33.6	16.4
久 郡	3	7,140	--	5,835	48	5,933	1,207	61.7	38,549	2,380	1,962	83.1	16.9
多 鹿 郡	3	3,508	--	3,036	30	3,066	442	35.2	33,214	1,169	1,012	87.4	12.6
鹿 行 郡	2	3,833	--	3,235	45	3,280	553	47.2	10,616	1,917	1,618	85.6	14.4
新 潟 郡	2	3,053	--	2,646	18	2,664	399	53.9	28,333	1,527	1,323	87.3	12.7
新 潟 郡	3	5,662	--	4,132	40	4,172	1,490	56.2	33,578	1,887	1,377	73.7	26.3
新 潟 郡	4	7,702	--	6,640	53	6,693	1,009	61.2	31,469	1,926	1,660	86.9	13.1
筑 前 郡	2	4,847	--	3,994	30	4,024	823	59.7	40,618	2,424	1,997	83.0	17.0
筑 前 郡	3	6,242	--	3,903	48	3,956	2,286	53.2	39,097	2,081	1,303	63.4	36.6
筑 前 郡	3	5,005	--	4,120	61	4,181	824	49.2	33,891	1,663	1,373	83.5	16.5
筑 前 郡	3	5,586	--	2,774	17	2,791	2,795	50.1	37,140	1,862	925	50.0	50.0
北 相 馬 郡	2	3,028	--	2,334	23	2,357	671	58.5	25,892	1,514	1,167	77.8	22.2

本表選舉權ヲ有スル者ノ欄ハ調査方法ヲ異ニシタルヲ以テ掲記セシ明治四十四年總計ニ於テ投票數ト投票セサリシ者ノ數トヲ合セ選舉權ヲ有スル者ニ符合セサルハ投票數カ投票人員ヨリ一票少キニ依ル

第一六四

縣 會

年 次	通 常 會 日 數	臨 時 會 日 數	議 員 定 員	年 次	通 常 會 日 數	臨 時 會 日 數	議 員 定 員
大 正 五 年	30	--	40	大 正 八 年	30	7	41
全 六 年	30	--	40				
全 七 年	30	7	40	全 九 年	30	7	41

第一六五

郡 會 議 員 選 舉

年 次	議 員	選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	投 票 數			投 票 セ サ リ シ 者	人 口 千 ニ 付 選 舉 權 ヲ 有 ス ル 者	議 員 一 人 = 付		選 舉 權 有 ス ル 者 百 = 付		
			有 効	無 効	計			人 口	選 舉 權 有 ス ル 者	平 均 得 票 數	投 票 セ シ 者	投 票 セ サ リ シ 者
全 管												
大 正 四 年 九 月 卅 日	398	73,662	47,913	933	48,846	24,816	56.7	3,264	185	120	66.3	33.7
全 八 年 九 月 卅 日	402	74,415	49,170	824	49,994	24,420	55.0	3,363	185	122	67.2	32.8

第一六五

郡會議員選舉

(續)

議員	選舉權 ヲ有ス ル者	投票數			投票セ サリシ 者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一人ニ付			選舉權ヲ有ス ル者百ニ付		
		有効	無効	計			人口	選舉權 ヲ有ス ル者	平均 得票數	投票セ シ者	投票セ サリシ者	
郡 別 (大正八年九月三十日)												
東 茨 城	35	7,222	4,658	80	4,738	2,484	60.8	3,395	206	133	65.6	34.4
西 茨 城	16	4,597	3,192	53	3,245	1,352	67.3	4,269	287	200	70.6	29.4
南 茨 城	35	6,953	4,123	41	4,164	2,789	57.1	3,480	199	118	59.9	40.1
久 多	35	7,165	5,027	68	5,095	2,070	62.0	3,304	205	144	71.7	28.9
多 摩	24	3,508	2,765	48	2,813	695	35.2	4,152	146	115	80.2	19.8
應 行	23	3,875	2,593	70	2,663	1,212	47.7	3,532	168	113	68.7	31.3
稻 新	21	3,064	2,214	32	2,246	818	54.1	2,697	146	105	73.3	26.7
筑 波	34	5,661	3,400	58	3,458	2,203	56.2	2,963	167	100	61.1	38.9
新 筑	37	7,788	5,128	181	5,309	2,479	61.9	3,402	210	139	68.2	31.8
筑 北	27	4,889	2,962	23	2,985	1,904	60.2	3,009	181	110	61.1	38.9
鹿 結	34	6,242	3,908	48	3,956	2,285	53.2	3,450	184	115	63.4	36.6
北 鹿	29	4,804	4,120	61	4,181	623	47.2	3,506	166	142	87.0	13.0
相 馬	28	5,601	3,336	27	3,363	2,238	50.3	3,979	200	119	60.0	40.0
相 馬	24	3,016	1,744	34	1,778	1,268	59.4	2,158	127	73	58.4	41.6

本表眞壁郡ニ於テ投票數ト投票セサリシ者トヲ合セ選舉權ヲ有スル者ト符合セサルハ投票數カ投票人員ヨリ一票少キニ依ル○本表ハ從來ト調査方法異リタルモ其累年比較ヲ掲クレハ下ノ如シ

年 次	議員	選舉權 ヲ有ス ル者	被選舉 權有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口	年 次	議員	選舉權 ヲ有ス ル者	被選舉 權有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口
明治三十二年 九月三十日	396	58,263	42,253	51.3	2,866	明治四十年 九月三十日	396	72,487	58,997	60.1	3,048
全九 月三十日	396	62,249	49,337	53.5	2,938	全九 月三十日	398	71,285	59,789	55.7	3,218

第一六六

市

會

年 次	會 數	議員 定員	選舉權 ヲ有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口	年 次	會 數	議員 定員	選舉權 ヲ有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口
大正五 年	1	30	1,652	35.5	1,552	大正七 年	1	30	1,652	31.5	1,749
全 六 年	1	30	1,652	33.8	1,627	全 八 年	1	30	1,706	32.3	1,761
						全 九 年	1	30	1,812	42.1	1,436

第一六七

町

會

年 次	會 數	議員 定員	選舉權 ヲ有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口	年 次	會 數	議員 定員	選舉權 ヲ有ス ル者	人口千ニ 付選舉權 ヲ有ス ル者	議員一 人ニ付 人口
大正五 年	380	4,720	129,225	96.8	282.9	大正七 年	380	4,748	130,626	96.6	284.9
全 六 年	380	5,750	129,932	92.8	243.6	全 八 年	380	4,750	132,860	97.7	286.2
						全 九 年	380	4,750	136,437	103.7	277.0

第一六七 町 村 會 (續)

郡 別	會數	議 員 定 員	選 舉 權 有 ス ル 者	人 口 千 人 選 舉 權 有 ス ル 者	議 員 定 員 一 人 口	議 員 定 員 一 人 口	會數	議 員 定 員	選 舉 權 有 ス ル 者	人 口 千 人 選 舉 權 有 ス ル 者	議 員 定 員 一 人 口
郡 別 (大正九年十二月三十一日)											
東 西 那 久 多 鹿	茨 城 郡	34	426	12,927	111.9	271.3	20	254	6,489	118.1	216.4
		14	204	7,576	118.2	314.1	34	410	10,148	101.0	245.0
		33	414	13,159	115.9	274.2	35	440	13,859	113.6	277.2
		34	414	13,266	117.9	271.8	27	334	8,377	111.4	238.6
鹿 嶋 郡	鹿 嶋 郡	20	240	6,617	61.6	447.3	31	396	10,538	93.9	283.3
		27	338	9,021	92.6	288.2	27	338	9,021	92.6	288.2
		25	324	10,501	99.1	327.0	25	324	10,501	99.1	327.0
		24	280	5,496	109.7	179.0	24	280	5,496	109.7	179.0

官 公 吏

第一六八 茨 城 縣 官 吏 每年十二月三十一日

種 別	大 正 五 年		全 六 年		全 七 年		全 八 年		全 九 年		
	人 員	俸 給 年 額	人 員	俸 給 年 額	人 員	俸 給 年 額	人 員	俸 給 年 額	人 員	俸 給 年 額	
知 事	1	4,000	1	4,000	1	4,000	1	4,500	1	6,000	
知 事 官 房 及 內 務 部	內 務 部 長	1	2,000	1	2,200	1	2,200	1	2,500	1	4,070
	理 事 官	4	3,500	3	3,200	4	4,700	4	5,000	4	8,097
	技 師 範 學 校 長	16	2,260	18	2,370	18	2,030	18	6,810	19	10,322
	女 子 師 範 學 校 長	1	1,200	1	1,400	1	1,300	1	1,300	1	2,064
	屬 縣 視 學 手	1	1,100	1	1,300	1	1,200	1	1,300	1	2,064
	屬 縣 視 學 手	39	14,564	38	14,976	39	15,996	47	20,724	46	37,524
	合 計	2	1,320	2	1,200	2	1,320	2	1,380	2	2,232
警 察 部	45	6,480	42	5,976	47	5,892	59	6,180	65	10,008	
警 察 部	30	12,624	30	12,576	31	13,500	33	15,408	33	27,756	
工 場 監 督 官 補 手	3	1,440	2	1,020	3	1,320	3	1,344	—	—	
技 術 部	22	5,424	24	6,444	32	8,772	35	12,288	35	22,584	
合 計	7	540	7	1,020	6	1,008	12	1,488	12	4,548	
郡 役 所	65	22,428	66	24,460	76	28,130	88	33,758	87	62,307	
郡 役 所	郡 部 長	14	13,950	14	13,650	14	16,600	14	17,200	14	27,470
	郡 部 視 學	155	37,284	155	40,763	153	41,651	158	51,716	171	106,956
	郡 部 視 學	14	7,020	14	7,020	14	7,200	14	7,920	14	14,388
合 計	183	58,254	183	61,433	181	58,971	186	76,836	199	148,814	
總 計	358	117,506	356	122,515	371	125,739	408	160,288	426	294,002	